

公告第2685号

「会計事務取扱規程」につきまして、下記のとおり変更を行いますので、公告いたします。

NXグループ健康保険組合
理事長 山崎 勝也



1. 変更規程

会計事務取扱規程

A. (会計事務取扱) 規程を変更する場合について

当組合の会計事務取扱規程は「組合会の議決」による変更となっているが、健康保険組合連合会（以下「健保連」）が示している同規程例では「理事会の議決」となっており、当組合においても健保連が示している規程例と同様といたし、変更いたします。

B. 子ども・子育て支援金の導入に伴う変更

子ども・子育て支援金の導入に伴い、会計帳簿の新設が必要となるため、該当条文に追加いたします。

C. 軽微な文言の変更

健保連が今回の改訂で示した上記B項とともに、文言の軽微な変更も含まれていたため、同様に変更いたします。

※アンダーラインは改訂箇所および改訂に付随する追記・修正を示す。

| 新 | 旧 |
|--|--|
| 第1条 (略) (規程を変更する場合) | 第1条 (略) (規程を変更する場合) |
| 第2条 この規程を変更する場合は、 <u>理事会</u> の議決によらなければならない。 (帳簿の備付) | 第2条 この規程を変更する場合は、 <u>組合会</u> の議決によらなければならない。 (帳簿の備付) |
| 第3条 この組合は、次の会計帳簿を備える。 出納関係 (略) 財務関係 (略) 徴収関係 一 <u>一般保険料・調整保険料・介護保険料及び子ども・子育て支援金算定原簿</u> 二 <u>一般保険料・調整保険料・介護保険料及び子ども・子育て支援金月別整理簿</u> | 第3条 この組合は、次の会計帳簿を備える。 出納関係 (略) 財務関係 (略) 徴収関係 一 保険料・調整保険料及び介護保険料算定原簿 二 保険料・調整保険料及び介護保険料月別整理簿 |
| 人事関係 (略) | 人事関係 (略) |
| 第4～43条 (略) | 第4～43条 (略) |
| (備品の毀損等届出) | (物品の毀損等届出) |
| 第44条 備品を毀損又は亡失したときは、担当者はその事由を具して物品保管責任者を経て常務理事に届出なければならない。 | 第44条 物品を毀損又は亡失したときは、担当者はその事由を具して物品保管責任者を経て常務理事に届出なければならない。 |
| (備品の廃棄処分) | (物品の廃棄処分) |
| 第45条 毀損その他の事由により備品の廃棄を要するときは、理事長又は常務理事の決裁を経て、廃棄整理簿により処理しなければならない。 | 第45条 毀損その他の事由により物品の廃棄を要するときは、理事長又は常務理事の決裁を経て、廃棄整理簿により処理しなければならない。 |
| 第46～51条 (略) | 第46～51条 (略) |

2. 施行日

2026年4月1日

以上